

はぼろ

議会だより

ピツシリ

第120号

2022



2.10

美味しのおもちができました

定例会、臨時会、議会行革・コロナ対策特別委員会・・・2～3

6名の議員が町政をたずね（一般質問）・・・4～9

常任委員会（総務産業・文教厚生・広報広聴）報告

■議会意見箱設置へ・・・10～12

「おもちつき」（羽幌藤幼稚園・12月17日撮影）

●発行／北海道羽幌町議会 ●編集／広報広聴常任委員会



令和3年 第8回定例会

本議会は令和3年12月9日から10日までの2日間の会期で開かれた。今回は報告1件（定期監査報告）、一般議案4件（条例改正他）、補正予算案7件、発議3件（会議規則の一部改正他）、意見書2件、が審議され、提案どおり可決された。一般質問は6名（8件）であった。

新型コロナ
対策事業

新型コロナ対策支援策として 子育て世帯へ、年内5万円を先行給付 先行分給付総額4370万円に

●「羽幌町学校給食費に係る条例」は、学校給食費についての透明性の向上・公平性の確保、教職員の負担軽減、保護者の利便性の向上、給食の安定的な実施等を図るため、令和4年度から公会計化を実施することに伴い、制定する。

令和3年度までは、各給食会が各学校を経由して徴収。令和4年度からは羽幌町が保護者から給食費（食材費分）を徴収する。負担額の変更はなく、給食センター運営費も変わらず町が負担する。



【一般会計補正予算】

【主な補正内容】

- ・地方創生臨時交付金返還事業（国への返還）
△382万円
- ・天売複合化施設建設事業
△1540万円
- ・教職員住宅整備工事請負費

※移設予定を解体に変更

・焼尻中学校運営事業

学校用端末購入費39万円

※休校中の中学校が4月から再開することに伴い、職員用のパソコンを整備

・子育て世帯へ臨時特別給付（事務費含む）

4506万円

・普通地方交付税

2億4865万円

・財政調整基金繰入金

△1億1844万円

【町債】

・臨時財政対策債

△2847万円

・町有施設解体事業債

△560万円

・空き家対策事業債

410万円



●「羽幌町議会議事規則」の一部変更は、議員活動と家庭生活の両立支援策、男女の議員が活動しやすい環境整備、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間の規定。また請願手続きの押印の義務を見直し、署名又は記名押印に改める。



●「離島振興法の改正・延長を求める意見書」は、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本形成が大きく進展し、離島振興政策が推進した。この現行法が令和4年度末に失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に延長されることを要望する。

●地球温暖化、海水温上昇に伴う水産業被害の解明と支援策を求める意見書

【2件・全員賛成】

新型コロナウイルス対策特別委員会

ワクチン3回目を

(11月16日開催)

■接種状況(11月10日現在)

- 接種希望者数 5667人
- ・1回目接種者数5656人
(接種率92・92%)
- ・2回目接種者数5584人
(接種率91・74%)

■3回目の接種方法

- ・2回目終了後8カ月経過者から順次実施
- ・市町村は、医療機関との調整、接種券発行など、接種全般を実施
- ・道では、ワクチン配分や市町村間移送など、広域調整を実施

■羽幌町の追加接種体制

▽接種時期(2回目終了から8カ月後)

- ①医療従事者
令和3・12月初旬以降
 - ②施設入居者・従事者
令和4・1月下旬以降
 - ③施設従事者ほか一般町民
令和4・2月中旬以降
- ▽接種場所
- ①医療従事者
道立羽幌病院内

②施設入居者

入居施設内

③施設従事者ほか一般町民

公民館大ホールのち旧町体を予定

▽集団接種日程

前回同様、火曜と水曜を基本とする

▽離島地区への対応

(令和4・3月以降)

留萌保健所・両島診療所・町内医療機関と実施体制を調整

▽接種に関する経費

全額国庫負担(接種体制確保・対策費用)
1934万円

《主な質疑》

【質問】抗体の効力が6カ月と短いとの情報もあるが。

【回答】海外の研究結果などでは半分くらいになるといったものもある。それでも重症化への割合を抑える効果が70%あるとも言われている。

【質問】一般町民へは3回目も高齢者からとなるのか。

【回答】今回は特に年齢順に関するきまりはないが、8カ月後からの接種となれば、前



昨年のワクチン接種会場

会と同じ順になると考えている。

【質問】ワクチンの配分の状況によつては、年齢順を柔軟に対応できないか。

【回答】2回目を終了した順に8カ月を経過することになるので、公平な方法と考える。

【質問】基礎疾患のある方々へ、早めの接種は可能か。

【回答】高齢者などの日程に合わせて、自己申告があれば対応してきている。

【質問】転入者、転出者への対応は。

【回答】窓口での届け時などでワクチン接種の案内書を渡していく。

臨時議会

ワクチン費用計上

(11月19日開催)

【一般会計補正予算】

予算の総額に歳入歳出それぞれ、2195万8千円を追加し、69億3891万8千円となった。

《主な補正内容》

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 1883万円
- ・指定避難所改修工事 261万円

(羽幌中学校に車椅子利用可能なトイレを新設)

【専決処分】

9月15日焼尻島において、支所の公用車と相手方車両との接触事故を処理するもの。

【条例改正】

●「羽幌町単独住宅管理条例」の一部改正

焼尻定住促進団地の供用開始と天売団地の一部転用等に伴い、規定の整備を行うための改正。

議会・行政改革特別委員会

町民アンケートを

(11月8日開催)

◆改選後の議員定数

今期の任期も残り1年半を切り、次期改選後の議員定数について検討した。

《主な意見》

- ・平成15年の無投票以降は選挙になつており、立候補しやすくするためにも現状維持を。
- ・他町と比べても多くはない。
- ・多いとの町民の声もあり、

減らしていいのでは。町民へのアンケートの検討も。

・これまでは現状維持もと考えていたが、3期続いた11人も考える時期ではないか。

・民意を問うアンケートも含め、減らすのであればなぜ減らすのか、議会ですっかり検討すべき。

※種々意見が述べられたが、町民アンケートを実施し、検討していくこととなった。

阿部 和也 議員



寄附額増へ新たな情報発信は

SNSでの発信を考えている



一般質問
音声配信



返礼品のご紹介

羽幌町の返礼品は約100種類

ふるさと納税の現状
問今年度のふるさと納税の現時点での寄附額と当初予算では2億円の歳入を計上しているが達成は可能か。
答11月末時点での寄附額は、6767万円。前年との同月比で約1千万円少ない状況だが、例年12月が寄附のピークとなっているので、2億円への到達を期待している。
問昨年度の歳入当初予算額は8200万円で、今年度の当初予算額と比較すると伸び悩んでいる

と感じるが、その原因は。 **答**毎年メインとなっていった甘えびの単価が上がっている、他の自治体に流れたのではと感じている。
問新たな返礼品の発掘や、新規商品開発の支援状況はどのようになっていくのか。
答事業者との協議により、数カ月に分けて発送する定期便やセット商品を開発してきたほか、昨年度、ふるさと納税返礼品新規商品開発等補助制度を創設し、現在は約1

00の商品を揃えている。
問町外業者が加工する、焼肉めん羊の加工肉が返礼品としてあるが、その経緯は。
答焼肉めん羊をふるさと納税で多く出荷したい考えもあり、地元業者だけでは処理しきれないため、町外業者だが以前から羽幌町との接点もあり、お願いすることとした。
問地域での課題もあるので、関連している既存の補助制度等の拡充も考えてみては。
答ふるさと納税を通じて産業振興を期待するが、まずは既存の補助制度を活用していただきたい。
問例えば、6次産業化が進んでいない状況にもあることから、ふるさと納税を通じて基幹産業の振興・発展を目的に、6次産業化支援策をさらに強化してはどうか。
答漁業者、農業者の6次産業化に対しての考えもあるので、環境が整った場合には、十分に対応していきたい。

北海道羽幌町

ふるさと納税特設サイト



日本最大級の漁場で獲れる
最高級
甘えびが自慢。

リニューアルした羽幌町ふるさと納税特設サイト

今後の取り組み

問今後の寄附額増加に向けて、新たな情報の発信等は考えているのか。
答SNSを活用した情報発信を考えており、運用にあたってのルール作りについて検討しているところである。
問町が発信するSNSの情報を多くシェアした方に特産品をプレゼントするなど、楽しめる企画も考えてみては。
答まだスタートしていないが、そういったこと
問企業版ふるさと納税の、これまでの成果と今後の取り組みへの考え、また、企業とのマッチングについて、役場内部で協議等はしているのか。
答具体的な協議まで至っていないが、今後、多くの寄附をいただけるよう、企業にとってのメリットを考慮し、引き続き検討を進めていきたいと考えている。

もアイデアの一つかなと考えている。

磯野

直
議員



問

今年度の福祉灯油の支援は

答

昨年同様の支給を検討している



一般質問
音声配信

灯油価格の高騰による町民生活への影響とその対応策は

問全国的に燃油価格が高騰し町民の暮らしを直撃している。中でも高齢者や障がい者、ひとり親家庭などにおいては命にかかわる問題であり早急な対応が必要と考える。本町においては生活困窮者に対して福祉灯油などの施策を行っているが、今年度も早急に実施すべきと思うが。

答 詳しい情報はまだ来ていないが、対象等については現状の低所得を原則として行っていきたい。灯油支給範囲については、できるだけ幅広く



島への給油のためのタンクローリー

問例年、町は低所得者に対し灯油の現物支給を行っているが、今年度も早急に実施すべきと思うが。

答 詳しい情報はまだ来ていないが、対象等については現状の低所得を原則として行っていきたい。



フェリーの荷揚げ作業

問地域の人たちや社会福祉協議会、民生委員の方々の情報も参考に漏れないようにしていきたい。

答 生活保護世帯に対しては、道内市町村において灯油引換券を配布しているところもあると聞いているが、本町の対応は、生活保護世帯については、法律に基づき冬季加算として上乗せ支給されていることから町独自の支援は考えていない。

問灯油価格の高騰は高齢者が多い島民の暮らしにも大きな影響を与えている。特に両島においては、タンクローリーごとの運賃が高額なため苦慮している。また島には整備工場もないことから車検はもろろん軽微な故障も羽幌まで車を運ばなければならず、大きな負担になる。車両運賃助成制度を創設してほしい。

問両島ともに高齢者が多く、道立羽幌病院や留萌、旭川などに通院する人も多い。その際、自家用車を利用したいがフェリー運賃が高額なため苦慮している。また島には整備工場もないことから車検はもろろん軽微な故障も羽幌まで車を運ばなければならず、大きな負担になる。車両運賃助成制度を創設してほしい。

小寺 光一 議員



問 「住みよい活力のあるまちづくり」とは

答 担当課で作ったもの 目指していないわけではない



一般質問
音声配信

第7次羽幌町
総合振興計画は

うことは答弁しかねる。

問 第7次策定に町長が指示した策定方針とは。

答 私が日常業務の中で指示している内容を踏まえ、担当課が作成した素案を基に7項目の基本目標を立て、現在、基本方針を中心に策定している。

問 基本方針は短い期間で見直すよう指示した。

答 日常業務の中で指示した内容は、

問 日常業務のさまざまな部分であり、今直接何について指示したかとい

うことは答弁しかねる。

問 パブリックコメントや委員会でも出された内容は、町長が理解し、納得したものなのか。

答 基本の7項目は承認しているが、その他は担当課に委ねている。

問 それ以外の内容は現時点で把握していないのか。

答 細かい部分については担当課に任せているので、内容についてはすぐに答えることはできない。

問 町長は質問内容を理解せずに答弁されるのか。

答 全然理解していないのではなく、聞かれても答弁に困ることがほとんどなので、担当課に任せられている。

問 委員会では他の指示があったと聞いたが、

答 特別に指示は出した記憶がない。

問 具体的内容に踏み込まずに、簡単にこの指示があったと聞いたが、

答 記憶がなかったが、簡素化でいいという話があった。

問 最初の答弁とは違うのでは。忘れていたのか。

答 第6次の実施計画は第7次では個別計画に移し、優先していくが、計画がないものはどのように進めていくのか。

問 第7次では個別の計画を実施計画として位置付けている。事業ごとに新たな計画が必要になれば、考えていく。

問 計画がないものは、今まで通り、明文化した方が解りやすくよいのでは。

答 自由度をもったものが、明文化するよりはよいと考えている。

問 町長は羽幌町をどのような町にしたいのか。

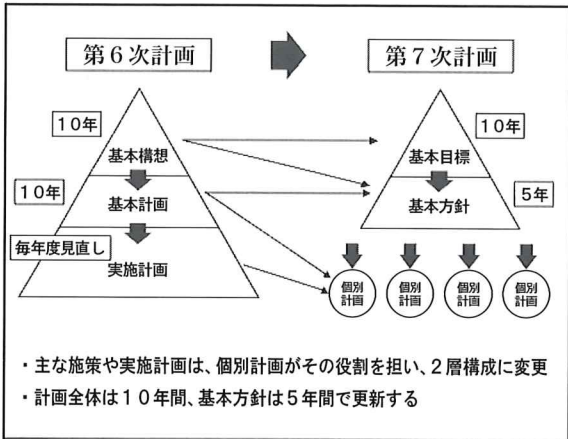
答 基本目標に掲げる7つの項目について充実及び振興、発展した町にしたい。

問 素案には「住みよい活力のあるまちづくり」を目指したいとあるが、

答 担当課で作ったもの。担当課から見せられて、そのように感じたが覚えてなかったわけで、目指していないわけではない。

問 覚えてないとはどういうことか。

答 大変失礼とは思いますが、覚えてないものは覚えてないとしか答えることができない。



第6次計画	
1	地域の自然が育む豊かなまち
2	誰もが居場所と生きがいをもって暮らせるまち
3	安心で魅力的な田舎暮らしができるまち
第7次計画	
1	基幹産業の振興
2	健全な行財政運営
3	医療体制・介護 ・福祉施策の充実
4	教育・文化・交流の振興
5	防災の推進
6	自然環境保全・土地利用
7	住環境整備

基本目標（6次と7次の違い）

村田 定人 議員



問 後継者・労働力不足の対策強化を



一般質問
音声配信

答 関係団体と協議を続けていく



後継者不足が懸念される商店街

事業者存続対策強化
事業者のなかには、後継者がおらず存続の危機に直面しており、第三者に継承しても良いと考えている事業主もいると聞く。アンケート等を行い、現状を的確に捉え少しでも事業体が残れるよう対策強化すべきと考えるが、
答 後継者や担い手不足から事業継続が困難な町内事業者いることは認識している。地域経済の活性化や持続的な経営が可

能となるよう、第三者への事業継承を含めた事業者の持続化支援制度を創設している。制度の効果的活用へ向け現状把握に努め、必要に応じて制度見直しを行うなど、関係団体と協議を続けていく。
問 町内には、町のホームページ等を利用して情報提供し「職業の場のマッチング事業」、町外には地域おこし協力隊制度を有効に活用してはどうか。

答 地域おこし協力隊については、町としてのビジョンをしっかりと見据えたうえで雇用しないといけない。事業承継者が欲しいと言っただけで募集すると協力隊との間でギャップが生まれると困るので、慎重に検討しなくてはならない。
労働力確保に向けて新たな事業創設を
問 通年または短期であっても労働力不足に陥っている事業者も多いと聞



忙しい春の田植え作業

く。これまでシニアの力で短期労働をカバーしてきてくれた事業回も、高齢化と新規入団者が少なく需要に追いついていない状況である。国が進めている特定地域づくり事業組合と他業種間の連携、また、副業について先駆的な取り組みを行っている地方公共団体もあることから、役場の職員や興味があり協力してくれる方を募り、それぞれを融合させた新たな「雇用のマッチング事業」を創

設し、労働力不足解消に向け取り組むことが基幹産業の維持発展につながる、活気あるまちづくりに大いに貢献できると考えるが。

答 農業をはじめ漁業、林業、建設業、水産加工業など、どの分野においても後継者や担い手、労働力不足が課題であり解消に向け各関係団体と協議を重ねている。管内においても、「留管管内働き手対策検討会」でマッチング事業を試行的に行ってきたが、改善すべき課題が多く労働力の融通が難しい現状である。役場職員の兼業については、現状では職員が足りないのので取り組みをすると、一般の業務に支障をきたす恐れがあるので難しい。新たな雇用のマッチング事業の可能性も検討しながら、本町に合った労働力不足解消に向けた取り組みについて、関係団体と協議をしていく。

舟見 俊明 議員



問 観光振興への環境整備は



一般質問
音声配信

答 道路の適正な維持管理

羽幌町の観光振興

問 観光振興の前提となる環境整備について、特に衛生上好ましくない道路に生えている雑草や散乱するゴミなどの対策はどのように考えているのか。

答 道路に生えている雑草や散乱するゴミなどの対策について、道路環境の美化は、町民はもとより、観光客など町外から訪れる方々に気持ちよく過ごしていただく観点から



町道(南3条通り)

からも重要な取り組みであると考えている。町が管理している町道については道路維持管理業務として委託業者などが実施している。観光施設については施設管理業務として管理職員がそれぞれ随時、草刈りやゴミ回収等の業務を実施している。

問 国道、道道を通ることがあると思うが、草などがあった場合にどう思っているのか。

答 町が道道や国道の維持管理について言うよう

な立場ではないが、今年度、町民の方から国道で陥没があるという連絡があり、担当課から羽幌道路事務所に通報し、対処していただいたということであった。

問 道路維持の管轄外の道路であっても、町としては無関係ではない。北海道開発局に確認したところ、草やゴミに関しての要請は受けますとの返答をもらっている。

答 道路の維持管理については、国道、道道、町道それぞれの所管管理者が適正に管理している。国道、道道についても町民からの要望があれば、お互い連絡を取りながら適正に維持管理に努めているところであるし、今後も町民からそのような要望があれば国、道の方と情報交換しながら適切に維持管理していきたいと考えている。

問 今までに道へ要請したことはあるのか。

答 国道、道道の草については、近年要望はしていない。



はほろバラ園

意見 自分の思いはきれいな環境を提供することによって観光振興、住民の福祉の向上になるということなので、町ができないのであれば要請をしてほしい。

バラ園の人材確保

問 貴重な観光資源となっているはほろバラ園を適切に管理するためにも最低常時3人以上の職員が必要と思うがどうか。

また、今後の人材確保はどのように行っていくのか。

答 バラ園を適切に管理するためには常時3名が必要と考えているが、今年度は2名の申し込みであったので、職員2名体制で管理を行った。繁忙期には町民ボランティア等の協力により、維持管理を行ってきた。今後も公募を継続して必要な人材確保に努め、来園者に満足していただけるバラ園を目指していきたい。

金木直文議員



問

緊急の灯油高・燃油高支援を



一般質問
音声配信

答

国の支援策を勘案し提案したい

次期臨時交付金の

見通しと活用

問このほど政府は、補正予算としては過去最大となる36兆円に迫る、令和3年度補正予算案を閣議決定したと報道された。町は補正予算の地方創生臨時交付金が決まり次第いち早く対応できるように、具体的な支援事業の検討に入るべきと考えますが、どのような見通しか。また、この冬の灯油高、燃油高により、広く住民生活や事業に影響が出てきていることから、生活支援や事業者支援も必要と考ええるがどうか。

答閣議決定以前から情報収集を行い、事業案の検討を進めるよう各課に指示している。来週中には1回目の庁内会議を開催し、協議を重ね、予定事業を精査した上で、特別委員会での説明、補正予算案を提案・議決を経て、速やかに実施したい。また、国が想定している交付金の使途は、「感染防止対策の徹底」「感染症の影響により厳しい状況に

ある方々の事業や生活・暮らしへの支援」「ウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向けた対応」となっていることから、

国の補正予算に計上されている他の経済対策や生活支援対策なども勘案しながら、実施すべき支援策等を提案したい。

交付金予想1億円程度

問羽幌町への交付限度額の予想は。

答算定の根拠も変わっており、一概には言えませんが、1億円程度になる

ものと捉えている。

全世界帯へ暖房支援を

問暖房費を過度に節約して体調を崩し、コロナウイルスに感染してしまうことのないよう、生活保護世帯も含めた全世界帯への緊急暖房支援に取り組んでほしい。

答要綱等が来なければ活用できるのかも分からない。交付額によって、どのくらい事業ができるかということもあり、他の国の支援策も勘案して提案したい。



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

介護保険での補足

給付見直しの影響

問今年8月から介護保険施設やショートステイを利用する人の食費・居住費について、低所得者の人への助成(補足給付)が見直され、軽減措置が縮小された。羽幌町での影響は。

答制度改正後の2カ月間で、特養ホームでは25人、105万円、ショートステイでは13人、5万7千円程度の負担増となっている。

問施設利用者や家族等



特別養護老人ホーム「しあわせ荘」

への周知や説明はどうであったか。

答7月の年度更新案内、決定通知の際に個人ごとに行っており、電話等での問い合わせもあったが、理解してもらった。

問負担が厳しくなったり、困難になったりした場合の対応は。

答「食費・居住費の特例減額措置」「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度」がある。現時点では特に混乱はなく落ち着いている状況である。



町民の安全確保

(11月5日開催)

◆除排雪業務開始に伴う課題等

業務内容について担当課より説明を受けた。

■除排雪業務契約

1 契約期間

令和3年12月1日～令和4年

3月31日

2 契約形態 随意契約

3 予算現額 市街・原野地区

1億3815万円

離島地区 440万円

■除排雪業務の概要

1 除雪延長 128・8km

(車道112・9km 歩道

15・9km)

2 実施方法

・市街・原野地区 羽幌町道

路環境事業協同組合に委託

・離島地区 従来からの業者に委託

3 業務内容 (市街原野地区)

・作業時間 午前5時から午後5時まで

・作業工種

①除雪(車道・歩道)

②路面整理(一部の区域)

③排雪(一部の区域)

④融雪剤散布(一部の区域)



歩道の除雪作業

《主な質疑》

【質問】11月に降雪があった場合は、道路維持管理業務の中で対応するといったが、重機と運転手はどうする。

【回答】町の除雪車を使う、運転手は組合側に依頼することと話し合いをしている。

【質問】降雪が多く予算を越えると判断したときの対応は。

【回答】補正予算で対応する。

【質問】車道への雪出しにどのように対処するか。

【回答】特にひどいところは直接出向いて、雪を出さないようにお願いをしていく。

町の振興指針は

(11月25日開催)

◆第7次総合振興計画

素案策定

素案内容について担当課より説明を受けた。

第7次総合振興計画は、現行の6次計画と比較すると具論に踏み込まず、目標と方針にとどめる。これは、平成23年の地方自治法改正により振興計画の策定義務がなくなったことが前提にあり、必須でなければ策定しなくても良いのではないかとの意見もあったが、担当課としては、急に最上位計画をなくすると町としての指針がなくなることも考慮し、今回は策定することで全庁の合意を得た。

計画の構成

第7次総合振興計画は「基本目標」「基本方針」の2層で構成する。

基本目標は、まちづくりの現状と課題、及び町民アンケートや、第6次計画の評価などを踏まえ、今後10年間の基本的な目標を定める。

基本方針は、基本目標を達成するため、前期5年間と後期5年間における各分野の課題解決に向けた政策・施策の方針を明らかにする。

計画の期間

本計画は令和4年度から令和13年度までとする。

《主な質疑》

【質問】計画策定にあたって町長から何か指示があったか。

【回答】具論は個別計画に委ね、ここでは踏み込まないようにと指示された。

【質問】町の最上位計画ならば町民に対して将来の計画を、解りやすく示すべきと思うが。

【回答】目まぐるしく変化する社会情勢の中、10年後に整合の取れない計画は載せない。

【質問】6次では基本理念が掲げられていたが、7次で掲げられていないのはなぜか。

【回答】掲げるとそれに縛られるため、基本理念は掲げなかった。

【質問】6次の実施計画が7次では個別計画にするのか、毎年見直しをするのか。

【回答】それぞれの計画ごとに、定められた範囲内で見直しを図っていく。



羽幌町役場庁舎



上空から見た羽幌町

文教厚生常任委員会

公営住宅の適正化

(11月2日開催)

◆公営住宅長寿命化計画

1 計画の目的

町の公営住宅等の適切な点検、修繕、データ管理を行い、現状や将来的な需要見通しを踏まえ効率的、効果的な管理や改善を計画的に推進する。

2 計画期間

令和元年度から令和10年度までの10年間で計画期間としている。なお、社会情勢などの変化により概ね5年ごとに見直しを行う場合もある。

3 管理戸数及び入居戸数

合計で棟数137、管理戸数474、入居戸数399、政策空き家、空き戸数75となっている。

4 入居者の状況

公営住宅では入居戸数305戸、世帯員数は489名、平均年齢は59歳で、そのうち75歳以上80歳未満のみの世帯数は44戸、80歳以上のみの世帯数64世帯となっていて、75歳以上世帯は108戸で全体の35%となっている。



公 営 住 宅

5 長寿命化実施方針（現行計画）

幸町団地、栄町南団地、北町団地において、建て替え、一部除却、用途廃止などを予定している。

6 今後の計画

耐用年数を超え、維持管理の難しい住棟については廃止し、管理戸数を減少するとともに、老朽化の進む住宅については、他の空き住宅への移転を進める。また適時適切な修繕を計画的に実施し、長寿命化を図る必要がある。

《主な質疑》

【質問】空き家戸数は当初計画から増えているのか、減っているのか。

【回答】空き家自体は増えている。

旧館建替えに向けて

(11月16日開催)

◆中央公民館施設の現状

1 施設の概要

■公民館（新館）

① 建築年月 昭和61年9月

② 主な機能

大ホール、第1研修室、第2研修室、陶芸実習室、事務室

■公民館（旧館）

① 建築年月 昭和40年9月

② 主な機能

小ホール、調理室、北溟記念室、図書室、会議室、調理実習室、視聴覚教室、相談室、和室

2 施設の今後の考え方

■公民館（新館）
公共施設マネジメント計画では令和7年度から大規模改修は

■公民館（旧館）

平成29年～平成32年の建て替え予定で、基本方針策定などの作業を進める。

← 平成30年3月
日影規制への抵触が判明

← 農協の建物と接続させて是正を図ることの協議を進める。

← 令和4年

← 北海道に是正計画書提出予定

■旧館建て替えに係るスケジュール

- 令和4年 是正計画書提出
- 令和6年 実施設計
- 令和7年～令和9年 部分工事、除却、本体工事等（是正完了）

《主な質疑》

【質問】新館を、公共施設マネジメント通り大規模改修をしたことだが、今現在、どのような改修を考えているのか。

【回答】新館の大規模改修は、これから進めていく中で内容の選定もしていくと思うが、正面玄関の風除室、外壁、屋上の防水などを担当課として認識している。



中央公民館

保険料の統一

◆北海道国民健康保険運営方針改正に伴う国保税賦課方式の検討

1 国保税賦課方式の検討に至る背景

令和2年12月に改訂された北海道国民健康保険運営方針で令和12年度を目途として統一保険料を目指すとともに、令和8年度までを経過期間として資産割を廃止することが明記された。

・統一保険料とは、全道どこに住んでも所得が変わらなければ同じ保険料となることを目指すものであることから、道内の市町村が同じ賦課方式、賦課限度額である必要がある。

2 国保税の賦課方式

羽幌町の賦課方式で、資産割を廃止した場合、残る所得割、均等割、平等割でカバーする必要があり、それぞれで賦課割合について検討する必要がある。

《主な質疑》

【質問】資産割と賦課限度額、考え方は違うということか。

【回答】賦課限度額は別。資産割は令和8年度までに廃止となる。



広く意見を聴取

(11月8日開催)

◆議会広報広聴活動

(1)インターネット(動画配信)の予算要求

令和4年度予算要求について協議した。

①令和3年度予算要求額

50万8千円(議場等機器整備事業)

②令和4年度予算要求額については、令和3年度予算要求額と同等の金額になる予定。

(2)議会意見箱の設置(案)

町民が気軽に意見・要望等を議会に伝える方法として、議会意見箱の設置について協議し、今年度中に実施することとした。

(3)議会による町民アンケート

アンケート作成委託料が予算化されているので、今年度中の町民アンケートの実施について協議をした結果、今年度は実施しないこととした。

(11月25日開催)

◆議会意見箱(案)の設置

《設置目的と内容》

1 目的

町民が気軽に意見・要望等を議会に伝える方法とし、議員活動・議会運営に役立てるために議会意見箱を設置する。

2 意見箱設置期間

令和4年2月10日～令和5年1月31日(試験運用)

3 意見箱設置場所

羽幌町役場、焼尻支所、天売支所

4 周知方法

議会だよりにて周知。

5 意見・要望等への回答

(1)議会に対しての意見等について、回答可能なものは、議会だより等で回答。ただし住所・氏名・連絡先の記載が無いもの、営利目的または誹謗中傷等不適切なものは、回答しない。

(2)町行政に対しての意見・要望等は回答しないが、町民からの貴重な声とし、今後の議会活動等に活用することとする。

みなさんのご意見をお聞かせください

羽幌町議会では、広く町民のみなさんの意見・要望等を聞くため、議会意見箱を設置します。

- 設置場所 : 羽幌町役場、焼尻支所、天売支所
- 設置期間 : 令和4年2月10日 ~ 令和5年1月31日(試験運用)
※事情により開始時期が遅れる場合があります。

・ご記入いただいた意見用紙は、意見用紙回収箱への投函か議会事務局へFAX・メールでの送信をお願いします。また、意見用紙は概ね月1回の回収になります。なお、意見用紙は意見箱の近くに置いてあります。

・個人情報については厳正に管理を行い、他の目的に使用することはありません。

・提出されたご意見やご要望等は個人が特定できないようにした上で、要旨を「議会だより」等に掲載、また、議会に対する意見等についても、議会だよりにて回答させていただく場合があります。ただし、「住所・氏名・連絡先の記載がないもの」もしくは「営利を目的としたもの」または「誹謗、中傷等不適切なもの」については、回答しません。

- 羽幌町議会事務局 TEL : (0164) 68-7011 FAX : (0164) 62-1278
Mail : gikai@town.haboro.lg.jp